

障害者政策委員会 第3回 第1小委員会 委員提出意見書式

論点⑤【16条③】初等中等教育における教育内容及び教育支援体制 の整備②（合理的配慮及び基礎的環境整備等）

委員名 小中 栄一

1. 聴覚障害がある子どもについては、障害者権利条約・障害者基本法に基づき、保護者に対し「手話」についての正確な知識をもつていただき、口話へのコンプレックスや手話への偏見を取り除く環境やシステムをつくること、そして、初等教育（幼稚園・小学校・中学校）において「手話」を教科として全ての子どもが学べる教育内容にすること、同時に教育免許や教員養成カリキュラムに「手話」をしつかりと位置づけることが必要です。

2. 「共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）において、情報保障として「手話通訳」「要約筆記」が明示されていません。ボランティアに頼らざるを得ない現状があり、費用がかかるから明示しないというのではなく、合理的配慮として手話通訳、要約筆記が当たり前のこととして認知され、明示するべきです。

手話通訳や要約筆記については、文科省と厚生労働省でどう制度を調整・創設していくか、具体的な方策を検討してほしいと思います。厚生労働省管轄のコミュニケーション支援事業の拡充を基礎として

- ・教育予算として手話通訳・要約筆記の費用を計上すること。
- ・聴覚情報提供施設等、手話通訳事業所に対する手話通訳者派遣、要約筆者派遣のための経費の保障をすること。
- ・手話通訳者に対して、大学等での履修、試験合格、現任研修としての専門研修の履修をシステム化すること。
- ・インターネットを活用した遠隔情報補償や音声認識など、科学・技術を動員した環境整備を推進すること。

などの検討が考えられます。まず、手話通訳、要約筆記が当たり前の合理的配慮として明示することから始めるべきです。

3. 全国のろう学校を中心に約250名の聴覚障害のある教員がいます。教員としての専門性に加え、直接子ども達と手話で自由な会話ができることを通しての教科や生活、障害認識などの指導ができること、子ども達にとって成人聴覚障害者のロールモデルになること、障害のない教員や保護者との関わりの中でイ

ンクルーシブ社会への啓発推進が図られることなどの役割を果たしていると言えます。一方で、障害をもたない教員、保護者、事務職員等とのコミュニケーションが大きな障壁になるため、現状では、聴覚障害がある教員のために、手話のできる教員や要約筆記を行う教員が側にいてボランティアとして情報保障を行うことが多く、障害のない教員に大きな負担がかかっています。また情報の内容も少なくなることが多く、聴覚障害がある教員が会議等に主体的に参加しにくくなっています。さらに地域の学校に通う聴覚障害のある児童・生徒の支援に向いても地域の学校の教員、保護者たちとのコミュニケーションが困難なことが多々あります。そのため下記の合理的配慮等が必要です。

①聴覚障害のある教員の採用について

- (1)試験時における手話通訳、筆記通訳の配置
- (2)面接時における手話通訳、筆記通訳の配置
- (3)試験時および面接時における磁気ループ、補聴システムの設置および整備

② 会議等における情報保障についての合理的配慮等

- (1) 会議資料の事前送付
- (2) 磁気ループ、補聴システムの設置
- (3) 会議、出張等における手話通訳、筆記通訳の配置
- (4) 連絡方法の統一化
- (5) 日常のコミュニケーションの活性化

③安全な職場環境のための合理的配慮等

- (1) 文字・手話情報案内機器の固定設置
- (2) 災害時等の緊急連絡システムの整備

④職務を遂行する上での合理的配慮等

- (1) 出張等での手話通訳者、または筆記通訳者の配置
- (2) 筆談具の常備携帯
- (3)保護者等への連絡におけるFax、テレビ電話、携帯電話、パソコンメールの活用